指定障害児通所支援の留意事項

- 利用人数を管理しましょう
- 自動車を利用する際の安全確認を徹底しましょう

利用人数を管理しましょう

- （基準第39条）利用定員及び指導訓練室の定員を超えて，サービスの提供を行ってはならない。

あらかじめ個別支援計画にて障害児の利用する曜日等を設定。

＋

保護者に定員超過ができないことへの理解を求める。

- ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りではない。

実際の利用人数に応じた適正なサービスの提供が確保されることが前提　　人員　＋　設備　＋　運営

※定員１０人の事業所において１１人～１５人の利用があった日は，最低基準の人員は３人となります。

利用人数を管理しましょう

やむを得ない事由	是正する時期	定員超過減算の障害児の数に算入
災害	復旧等に要する期間が終わるとき	×
虐待	児童相談所，子ども総合相談センターの介入が終わるとき	×
やむを得ない措置 （公費直接払となる措置）	既存の利用者が利用を辞めるとき （原則，次年度までに調整）	×
利用していた放課後等児童クラブを特性により急遽退会となった場合	既存の利用者が利用者を辞めるとき（原則，次年度までに調整）	×
障害の特性や病状のため欠席しがちで定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合	利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態に至るとき	○

- 保護者の仕事や用事（美容院，通院など）で「預かり先がない」という事情は，個別支援計画に基づく「療育」ではありません。日中一時支援等を活用ください。

利用人数を管理しましょう

- 日々の利用人数とやむを得ない事情を管理（参考様式）

→　超過日があれば，厚労省「定員超過利用減算対象確認シート」を作成

定員超過利用減算にならないから良い、というものではありません！
→　指導の対象になります

利用者内訳表　　令和　5 年

定員		(例)	4月																																	
(多機能特例では合計数)			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	開所日数
10		入力	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
児発　利用者数	人	5	4		4	3	4	1	4	3		4	3	4	1	4	3		4	3	4	1	4	3		4	3	4	1	4				
放デイ　利用者数	人	8	6		7	7	7	6	5	6		6	7	8	7	8	7		6	7	8	7	8	7		6	7	8	7	8				
A　計		14	10	0	11	10	11	7	9	9	0	10	10	12	8	12	10	0	10	10	12	8	12	10	0	10	10	12	8	12	0	0	0	24
B　内やむを得ない事由	区分	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	× 定員
旭山　花子	虐	1			1							1							1							1								
旭川　太郎	災	1						1							1							1							1					
旭　次郎	や	1												1														1						＝ 240
																																		延べ利用者数
C　内特性上欠席しがち		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	＝
旭町　一郎	欠	1						1																										
	欠																																	
	欠																																	
カウント（超過時：A-B+C）		12	10	0	10	10	11	7	9	9	0	10	10	11	8	12	10	0	10	10	12	8	12	10	0	10	10	11	8	12	0	0	0	240
		超			超									超	超						超	超						超	超					

定員超過減算における「障害児の数」

↑利用者0人の開所日があれば手入力

↑１日でも「超」がついたら厚労省「定員超過利用減算対象確認シート」に月の「延べ利用者数」を入力し該当月数を管理してください。

恒常的でない

自動車を利用する際の安全確認を徹底しましょう

- 令和５年４月１日改正

	対象	対象
①	園児等の通園や園外活動のために自動車を運行する場合，点呼等の方法により園児の所在を確認すること。 自動車を運行する際の所在確認	すべて
②	通園用の自動車を運行する場合は，当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し，当該装置を用いて，降車時の①の所在確認をすること （令和６年３月３１日までの経過措置あり）	座席が２列以下の自動車を除く

②の安全装置のリストは，内閣府のＨＰで公表されています。

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html